

令和6年能登半島地震 「住まいの再建」支援策



自宅再建

希望世帯

民間賃貸住宅

希望世帯

公営住宅

希望世帯

半壊以上

①被災者生活再建支援金

最大**300万円**

基礎支援金

最大**100万円**

加算支援金

最大**200万円**補修は最大100万円
賃借(※)は最大50万円

※公営住宅は対象外

半壊以上

仮設住宅

②自宅再建利子 助成給付金

新規住宅ローンの
利子の一部を助成最大**300万円**併用
不可

③地域福祉推進支援臨時特例給付金

最大**300万円**

家財等給付金

最大**100万円**

(家財50万円+自動車50万円)

住宅再建給付金

最大**200万円**

(賃借(※)は最大100万円)

※公営住宅は対象外

半壊以上

能登6市町

罹災証明

④二重ローンの 負担軽減

既存住宅ローンの
利子の一部を助成最大**50万円**

半壊以上

仮設住宅

⑤民間賃貸住宅への 入居費を助成

初期契約費用

一律**20万円**

半壊以上

仮設住宅

⑥公営住宅への 入居費を助成

初期設備費用

一律**10万円**

半壊以上

仮設住宅

⑦引っ越し時の転居費用を助成 一律**10万円**

自宅再建



民間賃貸住宅



公営住宅



制度の詳細は
こちらからご覧ください



※住宅ローン等の返済にお困りの方は、『自然災害ガイドライン』を利用して
ローンの免除・減額を申し出ることができます

能登半島地震 住まいの再建

検索

<凡例>

仮設住宅

… 応急仮設住宅等からの退去世帯が対象

半壊以上

… 半壊以上の被災世帯が対象

罹災証明

… 一部損壊以上の被災世帯が対象

県内全域

… 県内全域が対象

能登6市町

… 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町が対象

県申請

… 石川県に申請

市町申請

… 被災時にお住まいの市町に申請

1. 被災者生活再建支援金

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給します

半壊以上

県内全域

市町申請

支援対象

- ・半壊以上の被災をした世帯
- ・半壊解体、敷地被害解体、長期避難世帯
- ※一部市町では、支給額の上乗せや準半壊・一部損壊世帯への支援も実施



最大300万円

- ・基礎支援金 最大100万円
- ・加算支援金 【建設・購入】 最大200万円
- 【補修】 最大100万円
- 【賃借(公営住宅除く)】 最大 50万円

支援額

	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊、半壊解体、敷地被害解体、長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		賃借 50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		賃借 50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入 100万円	100万円
		補修 50万円	50万円
		賃借 25万円	25万円
半壊	—	建設・購入 100万円	100万円
		補修 50万円	50万円
		賃借 25万円	25万円

※ 1人世帯は、記載額の3/4を支給します

※ 加算支援金は、自己負担がある場合に対象となります

※ 「半壊解体」は、「大規模半壊」「中規模半壊」及び「半壊」の住家を解体した場合に対象となります
(一部解体は対象となりません)

2. 自宅再建利子助成事業給付金

県内での自宅再建（建設・購入・補修）のために融資を受けた場合、利子の一部を助成します（リバースモーゲージ型融資も対象）

仮設住宅

半壊以上

県内全域

県申請



支援対象

次の①～③のいずれかに該当し収入要件を満たす、県内での自宅再建世帯

- ① 半壊以上の被災をした世帯
- ② 敷地被害解体、長期避難世帯
- ③ 応急仮設住宅等から供与期間内に退去した世帯

<収入要件>

- ・給与収入のみの世帯 : 世帯年収が600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯 : 世帯所得が440万円以内
- ※ 23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入（所得）の制限なし
- ※ 高齢者、障害者がいる世帯は、世帯収入（所得）要件の控除あり

支援額

最大300万円

借入額、利率(※)と借入期間に基づき元利均等返済の利子計算方法で算出します

※補助上限利率：借入月の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」（団信に加入しない場合）の利率

ケース

<2,000万円の住宅を再建する場合> ※借入1,500万円、年利1.20%、返済期間35年 で試算

【借入額】

最大 480万円	借入額 1,500万円
-------------	----------------

自己資金20万円

各種支援金
被災者生活再建支援金 最大300万円
災害義援金 最大180万円

【月々の返済イメージ】※元金+利息

月々の返済額(A)	4.4万円
利子助成額 【35年間で月換算】(B)	300万円 【0.7万円】
月々の実質返済額 (A-B)	3.7万円

<参考> リバースモーゲージ型融資とは？（住宅金融支援機構）

被災した高齢者向けの融資（詳しくはP6をご覧ください）

<POINT①>

融資対象の住宅
及び土地を担保
(第一順位の抵当権)

<POINT②>

毎月の返済は
利息のみ

<POINT③>

借り入れた元金は、申込者の死亡後に相続人が支払う、
住宅及び土地を売却する(※) 等により一括して返済
※売却後、残った債務は相続人に請求されない

<2,000万円の住宅を再建する場合> ※借入1,200万円、年利2.18%、期間20年 で試算

【借入額】※土地・建物評価額の60%が借入上限

最大 480万円	320 万円	借入額 1,200万円
-------------	-----------	----------------

自己資金

各種支援金
被災者生活再建支援金 最大300万円
災害義援金 最大180万円

【月々の返済イメージ】※利息分のみ

月々の返済額(A)	2.2万円
利子助成額 【20年間で月換算】(B)	288万円 【1.2万円】
月々の実質返済額 (A-B)	1.0万円

※借り入れた元金は、申込者の死亡後に相続人が支払う、
住宅及び土地を売却する 等により一括して返済

3. 地域福祉推進支援臨時特例給付金

能登地域6市町で半壊以上の被災をした高齢者のいる世帯等に対し、当該地域での生活再建を支援します

半壊以上

能登6市町

県申請

支援対象

能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において住宅に半壊以上の被害が生じているもしくは敷地被害解体、長期避難の認定を受けている、以下のいずれかを満たす世帯

- ① 65歳以上の高齢者のいる世帯
- ② 障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯、又は障害福祉サービスを利用している者がいる世帯
- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯
- ⑤ 令和6年能登半島地震を受けて離職・廃業した者がいる世帯
- ⑥ 一定のローン残高がある世帯
- ⑦ 住宅再建に係る資金の借入が受けられない世帯
- ⑧ 家計急変世帯



支援額

最大300万円

- ・家財給付金 50万円
 - ・自動車給付金 50万円（地震後に自動車を廃車した場合）
 - ・住宅再建給付金（※1 ※2） 最大200万円（賃借：最大100万円）
- ※1 住宅再建に要した費用から被災者生活再建支援金のうち加算支援金の受給額を差し引いた額を上限額まで支援
※2 能登6市町内での再建が対象

4. 二重ローンの負担軽減

新たな住宅ローンを組む場合に、被災住宅に係る既存住宅ローンの利子の一部を助成します

罹災証明

県内全域

県申請

支援対象

以下のいずれも満たす者

- ① お住まいだった住宅が被災し、発災以前から被災住宅に係る住宅ローンを有している
- ② 県内での住宅再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約
- ③ 能登半島地震により被災した住宅に係る既存住宅ローンが500万円以上（新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点）
- ④ 前年の収入が1,000万円以下の者（課税所得805万円以下）



支援額

最大50万円

融資残高、利率と残返済期間に基づき元利均等返済の利子計算方法で算出します

<参考> 住宅ローン等の返済にお困りの方、『自然災害ガイドライン』をご存じですか？

（北陸財務局）

住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関との話し合いにより、ローンの減額や免除を受けることができる制度です



<メリット①>

手続き支援を無料で受けられる

<メリット②>

義援金等に加え財産の一部を手元に残せる

<メリット③>

個人信用情報として登録されない

※原則として、新しいローンを組んだ後で本ガイドラインを利用することはできませんのでご注意ください

詳しい要件や
手続きはコチラ

・最も多額のローンを借りている金融機関
・金沢弁護士会（076-221-0242）

5. 民間賃貸住宅への入居費用助成

民間賃貸住宅に入居した際の敷金・礼金などの初期費用相当額を助成します

仮設住宅

半壊以上

県内全域

市町申請

支援対象

次のいずれかを満たし、県内の民間賃貸住宅に入居する世帯

- ① 半壊以上の被災をした世帯
- ② 敷地被害解体、長期避難世帯
- ③ 応急仮設住宅等（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)）から
供与期間内に退去した世帯

支援額

一律20万円

※賃貸型応急住宅として入居している世帯が2者契約に切り替えた場合も適用されます。

6. 公営住宅への入居費用助成

公営住宅・災害公営住宅に入居した際の照明・コンロなどの初期設備費用相当額を助成します

仮設住宅

半壊以上

県内全域

市町申請

支援対象

次のいずれかを満たし、県内の公営住宅・災害公営住宅に入居する世帯

- ① 半壊以上の被災をした世帯
- ② 敷地被害解体、長期避難世帯
- ③ 応急仮設住宅等（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)）から
供与期間内に退去した世帯

支援額

一律10万円

※被災者として入居している世帯が通常入居に切り替えた場合も適用されます。

7. 引っ越し時の転居費用助成

応急仮設住宅等から恒久的な住まい（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅）への転居、
賃貸型応急住宅から建設型応急住宅への転居の際の引っ越し費用を助成します

仮設住宅

半壊以上

県内全域

市町申請

支援対象

次のいずれかを満たし、応急仮設住宅等から県内の恒久的な住まいへ転居する世帯、
賃貸型応急住宅から建設型応急住宅へ転居する世帯

- ① 半壊以上の被災をした世帯
- ② 敷地被害解体、長期避難世帯
- ③ 応急仮設住宅等（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)）から
供与期間内に退去した世帯

支援額

一律10万円

※賃貸型応急住宅として入居している世帯が2者契約に切り替えた場合など、引っ越しを伴わない場合は
対象とはなりません。

※賃貸型応急住宅から建設型応急住宅への転居、応急仮設住宅等から恒久的な住まいへの転居は、
それぞれ1回受給できます。

住宅再建資金への融資（住宅金融支援機構）

被災者が住宅再建（建設・購入・補修）する際に必要となる資金に対する融資をご紹介します。

◆ 災害復興住宅融資

対象	次のいずれも満たす者 ・半壊以上の罹災証明書（補修の場合は準半壊、一部損壊も可） ・自らが居住する住宅を建設、購入又は補修 ・年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が一定基準を満たす	
限度額	【建設】土地を取得する場合：5,500万円 土地を取得しない場合：4,500万円 【購入】5,500万円 【補修】2,500万円	
返済期間	次のいずれか短い期間で設定 ・35年 ・「80歳」-「申込者の申込時の年齢」（1歳未満切り上げ）	
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ＜高齢者等が活用できる返済方法・申込方法＞ 親子リレー返済：申込者の子を連帯債務者として申し込むことで、返済期間を子の年齢を基準に選択可能とするもの 親孝行ローン：被災した満60歳以上の親の住宅を子が再建する場合に、子を申込者とするもの	

◆ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）※リバースモーゲージ型融資

対象	次のいずれも満たす者 ・借入申込時の年齢が満60歳以上 ・半壊以上の罹災証明書（補修の場合は準半壊、一部損壊も可） ・自らが居住する住宅を建設、購入又は補修 ・年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が一定基準を満たす	
融資限度額	以下の①、②のいずれか低い額 ①【建設】土地を取得する場合：5,500万円 土地を取得しない場合：4,500万円 【購入】5,500万円 【補修】2,500万円 ② 機構による担保評価額（土地と建物の合計額） ※例）購入の場合、購入価額の60%	
返済期間	申込者（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるときまで	
返済方法	・毎月の支払は利息のみ ・借り入れた元金は、申込者の死亡後に <u>相続人が支払う</u> 、 <u>住宅及び土地を売却する</u> 等により一括して返済 ※売却後、残った債務は相続人に請求されない	

融資制度の詳細い内容や融資金利は以下へお問い合わせください

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）
0120-086-353

お問い合わせ先電話番号一覧

＜①⑤⑥⑦は被災時にお住まいだった市町に申請をお願いします＞

	① 被災者生活再建支援金	② 自宅再建利子助成給付金 ③ 臨時特例給付金 ④ 二重ローンの負担軽減	⑤ 民間賃貸住宅入居助成 ⑥ 公営住宅入居助成 ⑦ 転居助成
金沢市	生活支援課 076-220-2292	＜自宅再建利子助成給付金＞ 石川県生活再建支援課 076-225-1968 ＜臨時特例給付金＞ 給付金コールセンター 076-225-1956 ＜二重ローンの負担軽減＞ 石川県生活再建支援課 076-225-1962	住宅政策課 076-220-2553
七尾市	総合支援窓口 0570-200-491		都市建築課 0767-53-8429
小松市	ふれあい福祉課 0761-24-8051		建築住宅課 0761-24-8095
輪島市	被災者生活再建支援課 0768-23-4871		被災者生活再建支援課 0768-23-4871
珠洲市	危機管理室 0768-82-7725		環境建設課 0768-82-7756
加賀市	福祉政策課 0761-72-7854		建築課 0761-72-7936
羽咋市	災害復興推進室 0767-22-7156		⑤⑦ 災害復興推進室 0767-22-7156 ⑥ 地域整備課 0767-22-1119
かほく市	防災環境対策課 076-283-7124		都市建設課 076-283-7104
白山市	危機管理課 076-274-9536		建築住宅課 076-274-9567
能美市	福祉課 0761-58-2230		まち整備課 0761-58-2251
野々市市	総務課、福祉総務課 076-227-6051		—
川北町	総務課 076-277-1111		—
津幡町	総務課 076-288-2120		⑤⑦ 町民課 076-288-2124 ⑥ 都市建設課 076-288-6703
内灘町	総務課 076-286-6720		復興まちづくり推進課 076-286-6753
志賀町	環境安全課 0767-32-9321		まち整備課 0767-32-9211
宝達志水町	健康福祉課 0767-28-5506 被災者支援総合窓口 0767-28-8112		地域整備課 0767-29-8160
中能登町	住民窓口課 0767-72-3132		土木建設課 0767-72-3921
穴水町	住民福祉課 0768-52-3621		⑤⑦ 復興推進課 0768-52-0934 ⑥ 地域整備課 0767-52-3680
能登町	住民課 0768-62-8510		復興住宅課 0768-62-8523